

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**平成 30 年 11 月 16 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**国民年金関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1800059号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1800012号

## 第1 結論

昭和59年4月の請求期間及び昭和60年2月から昭和61年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年4月

② 昭和60年2月から昭和61年1月まで

私は、昭和57年4月に自営業となり国民年金に加入した。その後、昭和58年5月に婚姻したが、自営業を継続し、国民年金も任意加入被保険者として継続し、国民年金保険料を納付していた。出産及び育児休暇により収入が途絶えたため、昭和59年5月に国民年金の被保険者資格を一旦喪失したが、同年11月には仕事を再開し、年金手帳に記載のとおり、昭和60年2月4日に国民年金に再加入した。しかし、年金記録では、被保険者資格を喪失した直前の昭和59年4月の国民年金保険料が未納とされ、国民年金に再加入したのは、年金手帳に記載された日付の1年後の昭和61年2月4日とされている。請求期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、婚姻後も自営業としての収入があったため、継続して国民年金に任意加入し、出産及び育児休暇により収入が途絶えたことから、昭和59年5月に国民年金の被保険者資格を一旦喪失したが、同年4月までの国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、請求者が所持する年金手帳及びオンライン記録によれば、請求者の陳述のとおり、当該期間において、国民年金の任意加入被保険者であることが確認できる。

また、上記の年金手帳及びオンライン記録により、請求者は、昭和57年4月に日本私立学校振興・共済事業団の加入者資格を喪失後、同年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、昭和58年5月に婚姻したことによる氏名変更及び強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更の手続も適切に行っており、請求期間①の直前の昭和59年3月までの保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、国民年金への意識が高かったと認められる。

よって、1か月と短期間である請求期間①について、請求者が国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

請求期間②について、請求者は、上記の年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄に、被保険者となった日「昭和 60 年 2 月 4 日」、被保険者種別「任」、A市の確認印が押印されていることから、昭和 59 年 11 月に仕事を再開した後の昭和 60 年 2 月 4 日に国民年金に再び任意加入したと陳述しているが、オンライン記録によると、当該期間は国民年金に未加入の期間とされ、被保険者資格取得日は、年金手帳に記載された日付の 1 年後の昭和 61 年 2 月 4 日とされていることが確認できる。

しかしながら、上記の年金手帳の記録状況について、A市に照会したところ、同市は、任意加入において、被保険者資格取得日は届出日と同一であり、受付当日の日付を間違えるとは考え難い旨回答していること、請求者の国民年金被保険者名簿（CSV 記録）において、請求期間②のうち、昭和 60 年 9 月の国民年金保険料が納付済みと記録されていることが確認でき、その後、その保険料を還付した形跡が見当たらないことなど、請求期間②における行政側の記録管理に不備が見受けられる。

また、請求者は、出産及び育児のため休業したことにより収入が途絶えたため、国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、仕事を再開して国民年金に再度任意加入することになった経緯を詳細に記憶している上、請求期間②について、仕事を再開していたことを示す写真を提出しており、国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。